

旭川市保健所運営協議会における報告事項

担当課 衛生検査課

【報告事項】

旭川市旅館業法施行条例の一部改正について

【説明要旨】

1 経過

「旅館業法の一部を改正する法律」が平成29年12月15日に公布されたことに伴い、旭川市旅館業法施行条例の一部改正について、平成30年1月18日開催の平成29年度第4回本協議会において協議いたしました。

協議での助言を踏まえ、北海道及び道内各自治体での動向を把握するとともに、パブリックコメント（期間：本年4月10日から5月9日）を行いました。6件(6名)のご意見が寄せられましたが、改正内容に反映することができる意見は得られなかったところです。以上を経ながら改正内容を検討のうえ市議会第2回定例会に提案し、議決されましたので、報告いたします。

2 主な改正内容

- ・営業の種別のうち、これまでの「ホテル営業」及び「旅館営業」が「旅館・ホテル営業」に統合されたことに伴う規定の整備。
- ・各営業の種別における施設の構造設備の基準、及び講ずべき衛生措置基準について廃止又は緩和。

3 その他

- ・営業種別の統合に伴い新設された「旅館・ホテル営業」の営業許可申請における手数料については、これまでの旅館営業許可と同等の手続きとなることから、これまでの旅館営業許可申請手数料と同額に規定し、市議会第1回定例会にて議決され改正に至っております。
- ・本施行条例の根拠法である旅館業法とは別に、住宅宿泊事業法（いわゆる民泊法）が本年6月15日に施行されており、民泊については北海道への届出が必要となります。（6月15日現在、旭川市内には4件の届出受理済みの民泊があり、北海道民泊ポータルサイト <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/minpaku/portal.htm>に公表されております。同サイトを通じ、民泊に関する住民からの苦情・通報を一元的に受け付ける民泊コールセンター（TEL 011-211-2388）を紹介しています。）
- ・今後、北海道への届出のない民泊の営業は、旅館業法違反（無許可営業）に該当するおそれがありますことから、旅館業法の運用にあたりましては、住宅宿泊事業法を所管する北海道と連携しながら、従前どおり、現地確認等を経て必要に応じ、適切な運営を指導してまいります。